

長ニ面會シ今回ノ解雇ハ第三者ヨリ觀ルモ不當ナリ然本問題ハ工場側ニ誠意アレハ解決ハ至難ニアニヤ
ト暗々裡ニ見舞金ヲ要求シ來ル十日迄ニ本部ニ
意アル回答アリタキ旨懇願シ暫時ニテ辞去セリ
以上ノ狀況ニシテ工場主ノ態度如何ニ依リ相當紛糾
ルモノト觀測セララルヲ以テ引續キ注意警戒中
右及申(通)報候也



第 一 〇 二 三 號

大正十五年五月十五日

警視總監 太田 政 弘

15.5.15
第 268 号

内務大臣 若槻 禮次郎 殿
社會局長 官長 岡 隆一郎 殿
東京地方裁判所 檢事 正 殿
京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫
福岡 千葉 埼玉 秩 田
各 府 縣 知 事 殿

治安製帽工場労働争議再發ニ関スル件
(第一報……解決)